

第1 定義及び趣旨

ネーミングライツとは、市が設置する施設（施設内の棟や室等、施設の一部を対象とする場合も含む。）又は市が実施する事業（以下「市有施設等」という。）の愛称として、ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）の企業名や商品名等を付与させる代わりに、当該スポンサーからその対価を得て、当該市有施設等の管理運営や利用者のサービス向上を図る制度です。

このガイドラインは、市有施設等へのネーミングライツの導入に当たり、対象市有施設等や募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

第2 導入の手続

ネーミングライツの導入手続は、あらかじめ市が選定した施設等についてスポンサーの募集を行う場合（以下「施設等特定型」という。）と、スポンサーとなることを希望する事業者等からの提案を募集する場合（以下「事業者等提案型」という。）があります。

(1) 「施設等特定型」の場合

- ① 対象市有施設等及び募集要項の決定
- ② スポンサーの募集（広報・ホームページ等）、申込書（様式第1号）の受理
- ③ 広告審査委員会の開催
- ④ スポンサー及び愛称の決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 屋外広告物デザイン案の事前協議
- ⑦ 屋外広告物表示等届出書の提出
- ⑧ 施設等の表示変更等及び事前周知
- ⑨ 愛称の使用開始

(2) 「事業者等提案型」の場合

- ① 提案の募集（広報・ホームページ等）
※提案しようとする事業者等は、財政課に事前相談の上、施設所管課に提案書（様式第5号）を提出します。
- ② 申込要項の決定、申込書（様式第1号）の受理
※一つの市有施設等に対し、募集期間内に複数の事業者等から事前相談があ

った場合、すべての事業者等が申し込み可能です。

③ 広告審査委員会の開催

※広告審査委員会において、ネーミングライツ導入の可否について、最終判断を行いますので、不採用となる場合があります。

④ スポンサー及び愛称の決定

⑤ 契約の締結

⑥ 屋外広告物デザイン案の事前協議

⑦ 屋外広告物表示届出書の提出

⑧ 施設等の表示変更等及び事前周知

⑨ 愛称の使用開始

第3 導入対象市有施設等

市有施設等のうち、多くの市民が利用し、ネーミングライツの導入により、一定の広告効果や利用者の増加などの更なる有効活用が期待されるものを対象とします。

なお、それぞれの市有施設等の設置目的、性格、利用形態等を勘案し、愛称を冠することが適当ではないと判断される市有施設等は、対象外とします。

<対象外市有施設等の例>

・専ら公用に供する施設

市庁舎、市民サービスセンター、保健所、保健センター、消防署

・利用者が限定される施設

市立学校、幼稚園、保育所、児童クラブ、市営住宅

第4 募集条件

市は、次の条件でスポンサーを公募します。

(1) 契約期間

契約期間は、原則として、3年以上とし、市有施設等の性格を勘案して決定します。

なお、契約期間満了後、市が引き続きネーミングライツを実施しようとする場合、契約したスポンサーは、次回契約に際して優先的に交渉することができます。

(2) 最低契約金額（年額）及び付帯的提案

市有施設等の利用者数や類似施設の状況、メディアへの露出状況等を総合的に勘案して、10万円(消費税及び地方消費税を除く)以上の金額で決定します。

また、ネーミングライツ料のほか、ネーミングライツを契機として実施可能な地域貢献活動など付帯的な提案がある場合は、あわせて提案することができます。

す。(スポンサーの優先交渉権者を選定に当たっては、付帯的な提案の内容も考慮します。)

(3) 応募資格

前橋市広告掲載要綱第5条に該当するものとします。

○前橋市広告掲載要綱 (一部抜粋)

(申込者の範囲)

第5条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他市長が適当と認めた者

ただし、以下に掲げる項目に該当するものは、除きます。

- ① 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続中のもの
- ② 法律等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定されるもの
- ④ 風俗営業に類似する営業を行うもの
- ⑤ 消費者金融に係るもの
- ⑥ 前橋市から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けているもの
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は同条第6号に規定されるもの
- ⑧ 反社会的団体又は特殊結社団体
- ⑨ 国税又は地方税(都道府県税及び市町村税)を滞納しているもの
- ⑩ その他、スポンサーとしてふさわしくないと市長が判断したもの

(4) ネーミングライツを用いた広告の範囲

前橋市広告掲載要綱第4条及び前橋市広告掲載取扱基準第2条に該当しないものとします。

○前橋市広告掲載要綱 (一部抜粋)

(広告の範囲)

第4条 広告掲載をすることができる広告は、本市の公共団体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

○前橋市広告掲載取扱基準第2条（一部抜粋）

（広告掲載の範囲）

第2条 要綱第4条第5号に規定する市長が適当でないと認めるものは、次のものをいう。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
- (5) 債権取り立て、回収等の広告
- (6) 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体の広告
- (7) 風俗営業及びこれに類似する業種の広告
- (8) 興信所等の広告
- (9) 個人、団体等の意見広告
- (10) 法律に定めのない医療類似行為等の広告
- (11) 人権を侵害するおそれのある広告
- (12) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (14) 社会的に不適切な広告
- (15) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切な広告
- (16) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (17) 広告主の代表者等の写真を含む広告
- (18) その他市長が掲載を不適切と認める広告

(5) 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、市有施設等の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、個人名は使用不可とします。

また、契約期間内における愛称の変更は原則できません。

なお、この愛称は、一般的な呼称として用いられる名称であり、市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではありません。

(6) 費用負担

市とスポンサーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

なお、スポンサーが負担する費用については、契約金額とは別に負担していただくものとし、ます。

表示変更区分	費用負担	備考
敷地内及び敷地外の看板、標識等	スポンサー	
市が発行する印刷物やホームページ	市	契約締結後作成分

※表示の変更は、関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行います。

※看板、標識等の新設については、別途協議します。

(7) スポンサーメリット

施設等の種類に応じ、スポンサーに対し特典を付与する場合があります。特典の内容については、市有施設等ごとの募集要項または申込要項に記載します。

第5 募集方法

(1) 募集方法

スポンサーの募集は、原則として公募とし、募集情報等を広報や市のホームページに掲載するなど幅広く周知します。

(2) 募集期間

原則として、30日以上の募集期間を設定します。

(3) 提出書類

No.	提出書類	部数
1	ネーミングライツスポンサー申込書（様式第1号）	1部
2	担当者届（様式第2号）	1部
3	登記事項証明書（商業登記簿謄本）※法人の場合のみ	1部
4	会社概要、事業概要等のわかるもの	2部
5	直近3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算表、キャッシュフロー計算書等）又は確定申告書（青色申告、白色申告）	2部
6	国税及び地方税（都道府県税及び市町村税）を滞納していないことを証明する書面	1部
7	直近3年間の前橋市又は他の地域における地域貢献活動実績のわかるもの ※実績がある場合のみ	2部
8	市内及び県内の業務拠点及びその数がわかるもの ※市内又は県内に業務拠点がある場合のみ	2部

※必要書類を提出できない場合、応募は受理しません。

※提出できない書類がある場合にはお電話にてお問合せください。

(4) 募集情報等に対する質問

応募資格のある事業者等からの募集情報等に関する質問をネーミングライツスポンサー募集要項に対する質問書（様式第3号）により受け付けし、市ホームページ等で回答します。

(5) 応募がなかった場合

募集期間内に応募がなかった場合は、次の公募が始まるまでの任意の期間において、随時募集を行うことができますものとします。また、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことも含め、募集の可否を再検討します。

第6 決定方法

(1) 広告審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、市職員で構成する広告審査委員会において、施設等特定型のスポンサーの優先交渉権者の決定並びに事業者等提案型の対象施設等の決定及びスポンサーの優先交渉権者の決定を行います。

また、決定に当たっては、別途基準を定め、総合的な審査を行います。

審査結果については、ネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書（様式第4号）により、応募事業者等に通知します。

(2) スポンサーの決定及び公表

市は、優先交渉権者と契約内容について協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

スポンサーが決定した場合は、広報や市のホームページ等を通じて、スポンサーの名称、市有施設等の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

第7 契約の解除

契約締結後、スポンサーが第4（3）の資格を喪失した、又は喪失することが明らかになった場合や社会的信用を損なう行為等により市又は市有施設等のイメージが損なわれた、又は損なわれる恐れが認められる場合には、市は契約満了を待たず契約を解除することがあります。

この場合、看板、標識等の原状回復や契約解除に伴い必要となる費用については、スポンサー側の負担とします。

第8 施行期日

このガイドラインは、平成30年7月18日から施行します。

このガイドラインは、令和2年8月24日から施行します。

このガイドラインは、令和3年11月1日から施行します。

このガイドラインは、令和4年10月14日から施行します。

このガイドラインは、令和5年10月18日から施行します。

このガイドラインは、令和6年9月13日から施行します。

このガイドラインは、令和7年3月12日から施行します。

(様式第1号)

ネーミングライツスポンサー申込書

(元号) 年 月 日

(あて先) 前橋市長

所在地
事業者等名称
代表者職氏名

前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドライン及び〇〇ネーミングライツスポンサー募集（申込）要項に定める事項に同意の上、次のとおり申し込みます。

ネーミングライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を除く）
付 帯 的 な 提 案 ※任意	
契 約 期 間	(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで
ふ り が な	
愛 称 案 ※複数案可	
応 募 目 的 ・ 理 由	
業 種	
事 業 内 容	

(様式第2号)

担 当 者 届

事業者等名称	
所在地	
担当部署	
担当者職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(様式第3号)

ネーミングライツスポンサー募集（申込）要項に対する質問書

(元号) 年 月 日

(あて先) 前橋市長

事業者等名称

代表者氏名

担当者氏名

下記のとおり、質問します。

No.	質問内容

※1 代表者印等の押印は、不要です。

※2 質問等がない場合は、提出不要です。

(様式第4号)

(元号) 年 月 日

ネーミングライツスポンサー申込者 様

前橋市長

印

〇〇〇〇ネーミングライツスポンサー優先交渉権者採用・不採用通知書

(元号) 年 月 日付けで申込みのあった〇〇〇〇ネーミングライツスポンサーについて、広告審査委員会での審査の結果、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 決定区分

【採用】 【不採用】

2 対象施設・対象事業

3 ネーミングライツスポンサー料

円

4 契約の締結

今後、本市と詳細な部分についての協議を行い、契約を締結するものとします。

5 その他の条件、注意事項等

※3～5の項目については、優先交渉権者として採用する事業者等のみ記載

(様式第5号)

事業者等提案型ネーミングライツ提案書

(元号) 年 月 日

(あて先) 前橋市長

所在地

事業者等名称

代表者職氏名

前橋市ネーミングライツ導入に関するガイドラインに定める事項に同意の上、次のとおり提案します。

ネーミングライツ導入を提案する施設等	
提案の目的・理由	
ふりがな	
現時点での愛称案 ※複数案可	
希望する ネーミングライツ料	年額 円 (消費税及び地方消費税を除く) ※10万円以上で最低応募金額を設定しますので、10万円以上の金額としてください。
付帯的な提案 ※任意	

・責任者	(電話番号)	—	—
・担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。